

吉野町ふるさと納税協力事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税制度を利用し、吉野町（以下「本町」という。）の取組みを応援いただける寄附者を増やし、本町の魅力を発信するとともに地元特産品等の PR・販売促進及び地域産業の活性化などの相乗効果を図るため、寄附者への謝礼品として贈呈する商品や宿泊等のサービス（以下「謝礼品」という。）を提供する事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2 協力事業者募集の要件

次の要件を全て満たしている者としてします。

- (ア) 生産・製造・販売等に関する法令等を遵守していること。
- (イ) 町内に本社（本店）、支社（支店）、営業所、工場等を有している法人その他団体又は個人事業主であること。ただし、本町内で生産された原料に加工・製造・販売を行い、本町を PR していると認められる場合は、町外の事業者も可能とします。
- (ウ) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員でないこと。
- (エ) 本社所在地の市町村（本町に本社又は事業所を有する事業者については、本町）の普通税及び目的税（地方税法第 5 条）の滞納がないこと。
- (オ) 全国への地方発送が可能なこと。

3 募集する謝礼品

次の要件を全て満たしている商品等を募集するものとしてします。

- (ア) 吉野町の PR に繋がる魅力があり、上記「2 協力事業者募集の要件」に記載の要件を満たす協力事業者が生産、製造、加工、販売またはサービス提供を行っているものであること。
- (イ) 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。
- (ウ) 飲食物の場合は、寄附者に謝礼品が到着後、適切な賞味期限が保証されるものであること。
- (エ) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など関係法令を遵守し、違反していないものであること。
- (オ) 宿泊等のサービス利用券の場合は、有効期限が発行日から 2 年以内であること。
- (カ) 依頼後、速やかに全国どこへでも発送可能なこと。
- (キ) ふるさと納税に係る指定制度についての総務省通知の指定基準に適合していること。

4 謝礼品の価格及び寄附金額の設定

寄附金額に応じて、14の区分の謝礼品を募集する。

寄附グループ	寄附金額	支払上限額（町の負担額） 【商品代金・税・梱包費等】
X	3,000円以上	寄附額の25%以内の額
Y	6,000円以上	寄附額の25%以内の額
A	1万円以上	寄附額の30%以内の額
B	2万円以上	寄附額の30%以内の額
C	3万円以上	寄附額の30%以内の額
D	4万円以上	寄附額の30%以内の額
E	5万円以上	寄附額の30%以内の額
F	6万円以上	寄附額の30%以内の額
G	7万円以上	寄附額の30%以内の額
H	8万円以上	寄附額の30%以内の額
I	9万円以上	寄附額の30%以内の額
J	10万円以上	寄附額の30%以内の額
K	20万円以上	寄附額の30%以内の額
L	30万円以上	寄附額の30%以内の額

※寄附グループXからYの寄附金額は、謝礼品の価格に25分の100をかけ1,000円単位に切り上げた額を原則として、本町が決定します。

※寄附グループAからLの寄附金額は、謝礼品の価格に3分の10をかけ1,000円単位に切り上げた額を原則として、本町が決定します。

※寄附グループXに登録する謝礼品は、ネコポス、ゆうパケットなど送料385円（税込）以下で発送が可能な品物に限ります。

※寄附グループYに登録する謝礼品は、荷姿サイズが60サイズ以下で、通常便で発送が可能な品物に限ります。

※現在応募のある謝礼品の寄附額を変更した場合は、価格区分に応じて新たに登録しなおします。

5 費用負担

(ア) 謝礼品の商品代金及び送料は、本町が負担します。

(イ) 寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合の費用は、協力事業者の負担とします。ただし、配送業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。

(ウ)代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本町は一切負担しません。

6 事業者及び謝礼品の応募について

(ア)協力事業者間で連携して応募する場合は代表事業者を決めること。

(イ)次の書類を提出していただくこと。

①	吉野町ふるさと納税協力事業者【新規】参加申込書
②	誓約書
③	吉野町ふるさと納税【新規】謝礼品申込書

(ウ)複数の謝礼品を応募する場合は、謝礼品ごとに「③」を提出すること。

(エ)応募期間

新規の応募については随時受け付けます。

応募された謝礼品については、廃止届又は変更届が提出されない限り、原則毎年継続して登録されます。

※ただし、国・県・町等の制度が変更された場合は、再度登録の届けを提出願うことがあります。その場合は町の方から連絡します。

(オ)提出方法

電子メール又は郵送

(カ)提出先

〒639-3192

奈良県吉野郡吉野町大字上市 80-1

吉野町役場 政策戦略課 公民連携室

Mail : furusatokifu@town.yoshino.lg.jp

7 謝礼品の登録

謝礼品として申請された商品は、総務省へ照会をかけ承認を受けたのち、ふるさと納税ポータルサイトへ順次掲載されます。なお、掲載順序は本町に一任していただきます。

8 謝礼品の変更及び廃止

(ア)応募している謝礼品を変更又は廃止する場合は次の書類を提出していただくこと。

①	吉野町ふるさと納税謝礼品【変更・廃止】申請書
②	吉野町ふるさと納税謝礼品【変更】申込書 (※謝礼品変更の場合のみ)

(イ)提出方法

電子メール又は郵送

(ウ)提出先

〒639-3192

奈良県吉野郡吉野町大字上市 80-1

吉野町役場 政策戦略課 公民連携室

Mail : furusatokifu@town.yoshino.lg.jp

9 事業者登録の解除

次の場合は、事業者の登録を解除し、取扱いを停止します。

(ア) 協力事業者が本町に登録解除を申し出たとき。

(イ) 協力事業者が「2 協力事業者募集の要件」に規定する事項を満たさなくなったとき。

(ウ) 協力事業者が破産、民事再生、会社更生又は特別生産等法的手続の申立てを受けたとき、又は自ら申立てたとき。

(エ) 差押、借差押、強制執行、仮処分、税等の滞納処分による差押又は担保権の実行としての競売申立てがあったとき。

(オ) 銀行取引停止処分又は手形交換所からの不渡処分を受けたとき。

(カ) 営業停止又は営業許可取消の処分を受けたとき。

(キ) 謝礼品が食品表示法等の法令に反するものであったとき。

(ク) 重大な過失、背信行為又は不正行為があったとき。

10 謝礼品登録の解除

次の場合は、謝礼品の登録を解除し、取扱いを停止します。

(ア) 協力事業者が、本町に登録解除を申し出たとき。

(イ) 協力事業者又は謝礼品が「2 協力事業者募集の要件」「3 募集する謝礼品」に規定する事項を満たさなくなったとき。

(ウ) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により謝礼品としてふさわしくないと判断されたとき。

(エ) 謝礼品の生産、製造若しくは販売が廃止され、または中止されたとき。

(オ) 登録内容に虚偽があったとき。

(カ) 本町又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。

(キ) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

11 協力事業者の責務について

- (ア)協力事業者は、提供した謝礼品の品質、性能等の謝礼品に対する苦情や事故、送付に遅延が生じたときは、責任を持って誠実に対応しなければならない。また、速やかに委託事業者へ申し出るものとする。
- (イ)協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、「吉野町個人情報保護条例」及び関係法令を遵守すること。
寄附者の個人情報は謝礼品の送付以外の目的での使用を禁止する。ただし、謝礼品へのパンフレット等の同封により、改めて寄附者から協力事業者へ商品申込み等で入手された個人情報は対象外とする。
- (ウ)協力事業者は、吉野町が必要に応じて実施する書面での謝礼品に関する調査に回答しなければならない。なお、この調査により疑義が生じた場合、吉野町は協力事業者に対し聴取による調査及び事務所等の立入り調査を行うこととします。

1.2 謝礼品代金の支払いについて

- (ア)協力事業者が発送した謝礼品について、月末締めで発送数の集計を行い、支払通知書により協力事業者へ金額の通知を行います。支払通知書の内容に基づき、謝礼品発送月の翌々月第一支払日に謝礼品にかかる代金をお支払いします。
- (イ)協力事業者は、支払通知書を受け取り後、内容を確認し、誤りがある場合は吉野町へ申し出てください。

1.3 協力事業者のメリット

- (ア)ふるさと納税インターネットWEBサイトのページに謝礼品の画像、謝礼品名及びその説明、協力事業者名などを掲載します。
- (イ)町の公式ホームページなどから上記ポータルサイトにリンクを貼ります。
- (ウ)謝礼品の発送時に、協力事業者のパンフレット等を同封していただくことで、協力事業者の販売促進、PRが可能です。

1.4 謝礼品の有効期限について

- 今回の募集により決定を受けた謝礼品の有効期限は、謝礼品掲載決定日から希望掲載期間までとします。
- なお、希望掲載期間がない場合は廃止届又は変更届が提出されない限り、毎年継続して登録することとします。

1.5 その他留意事項

- (ア)謝礼品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について必ず報告してください。なお、品質等による補償や、クレーム対応については、本町は一切の責任を負いません。

- (イ) 応募に係る提出書類、資料の返却は致しません。また、応募に要する一切の費用は、応募者の負担となります。
- (ウ) この要項に適合しても、本町が謝礼品として適当でないと判断した場合は登録しないことがあります。
- (エ) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本町との協議によるものとします。

16 問い合わせ先

〒639-3192

奈良県吉野郡吉野町大字上市 80-1

吉野町役場 政策戦略課 公民連携室

TEL : 0746-32-3081

FAX : 0746-32-8855

Mail : furusatokifu@town.yoshino.lg.jp